

## 会津大学部局長選考規程

(平成18年4月1日規程第30号)

改正 平成22年 3月 1日規程第5号

改正 平成25年 3月 4日規程第20号

改正 平成27年 4月 1日規程第11号

改正 2020年 3月29日規程第28号

改正 2023年 7月 1日規程第9号

改正 2024年 4月 1日規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人会津大学（以下「法人」という。）が設置する会津大学の部局長の選考の基準、選考及び任期について必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 部局長の選考は学長が行う。

(定義)

第3条 この規程において「部局長」とは、会津大学学内運営組織等に関する規程第2条に規定する部局長のうち、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 副学長
- (2) コンピュータ理工学部長
- (3) 学科長
- (4) 部門長
- (5) 文化研究センター長
- (6) 語学研究センター長
- (7) コンピュータ理工学研究科長
- (8) コンピュータ理工学研究科専攻長
- (9) 先端情報科学研究センター長
- (10) 情報センター長
- (11) 産学イノベーションセンター長
- (12) 復興創生支援センター長
- (13) 宇宙情報科学研究センター長
- (14) 企画推進本部長
- (15) 学生部長

(部局長の資格)

第4条 副学長は、本学の教員又は学外の有識者で、本学の理念を深く理解するとともに、学長の補佐機関として、大学行政の運営能力を有する者とする。

2 コンピュータ理工学部長は、原則としてコンピュータ理工学部の専任の教授でなければならない。

3 コンピュータ理工学研究科長及びコンピュータ理工学研究科専攻長は、原則としてコンピュータ理工学研究科の専任の教授でなければならない。

4 前3項に定めるものを除くほか、部局長は、原則として本学の専任の教授でなければならない。ただし、産学イノベーションセンター長、復興創生支援センター長、企画推進本部長及び学生部長は、学長が必要と認めたときは、この限りでない。

(選考の時期)

第5条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、部局長の選考を行う。

(1) 部局長の任期が満了するとき。

(2) 部局長が辞任を申し出たとき。

(3) 部局長が欠員となったとき。

2 部局長の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては、任期満了の日の30日前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては、速やかに行うものとする。

(部局長の任期)

第6条 部局長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、副学長の任期の終期は、学長の任期の終期と同一とする。ただし、学長が辞任し、又は欠員となった場合における副学長の任期は、新学長が就任するまでとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。